



## 贈与税の取り扱いについて

### 第 253 回

緑川さん：おひさしぶりです、みらい先生。

新規事業立ち上げのために、マレーシアへ赴任して早 5 年が経ちました。妻と子供たちも随分こちらの生活に慣れてきました。

みらい：緑川さん、お元気でしたか？新しい事業は順調に進んでいますでしょうか？

緑川さん：おかげさまで、仕事の方は計画通りに進んでいます。今度の夏休みは、私の実家に帰省する予定であります。私の実家は木材店を営んでおり、父親もそろそろ高齢になってきたので事業承継を検討しているようで、両親と同居している兄が家業を継ぐ見込みです。そのため、会社の株式を兄に譲渡するので、兄弟で公平になるように、跡取りではない私にもいくらか金銭を贈与したいという申し出がありました。今回の相談は、私のように海外で生活している場合、贈与税はどのようになるのか気になりました...

みらい：以下の表をご参照ください。緑川さんの場合、贈与者（ご両親）が「国内に住所あり」、緑川さんが「国内に住所なし・日本国籍あり・10 年以内に国内に住所あり」に該当するので、国内財産及び国外財産とも日本国内の贈与税の対象となります。

緑川さん：なるほど、給与の源泉所得税と取り扱いが違って、非居住者の場合でも日本国内で税金がかかるのですね。

みらい：はい、そうなります。以前は国内に住所がある期間は 5 年以内が判断基準でしたが、平成 29 年の税制改正で 10 年以内に変更になりました。

緑川さん：ちなみに、贈与税が課税されない対策として、両親から私の子供たちへ（祖父母 孫）への教育資金の一括贈与という制度があると聞いたことがあるのですが、非居住者でも適用になりますか？

みらい：非居住者であっても教育資金の一括贈与を活用すること可能です。贈与を受ける方が、30 歳未満であれば、国籍や居住地に関する定めなく、1500 万円まで非課税になります。また、110 万円の基礎控除とも併用することができますよ。

緑川さん：そうなんですね！活用できれば大きく税金の負担が減りそうです！

みらい：ただし、この制度を適用する際に気をつけてほしいポイントをお伝えしておきますね。1 つは、信託銀行などにお金を預ける必要があり、お金を引き出すためには領収書などを整理して提出する必要があります。海外で生活されている方には、事務負担が大きいかもかもしれません。

緑川さん：それはちょっと面倒そうですね...

みらい：また、この制度は、将来の相続税課税対象となる財産を減らすことが大きな目的ですので、「一括贈与」を使わなくとも毎年「暦年贈与」を活用しながら進めていく方法が有利な場合もあります。その他にも留意点がありますので、適用を受ける際には、改めてご相談くださいね。

緑川さん：よくわかりました。今回のアドバイスを参考にさせていただきます。ありがとうございました。

#### < 著者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

（本社：東京都千代田区・国内 9 拠点）

現地法人：中国（北京・上海・深セン）・マレーシア（K L）

JapanDesk：米国（L A）・シンガポール・中国（大連）

・台湾・香港・ミャンマー・フィリピン

・ベトナム・カンボジア・インドネシア

U R L：http://www.miraic.jp/

## NNAグローバル出張サポート資料 インドネシア編

アジア各地での注目ビジネスを NNA グローバルリサーチが分析。押さえておきたい財閥企業や主要外資企業のほか、進出日系企業リストを掲載しました。現地へのご出張者のみならず、ご赴任者や東南アジア事業を担当される方にも参考にいただけるマーケット資料です。貴社ビジネスに是非お役立てください。

主な  
コンテンツ

- ① 国概要
- ② マーケット概況
- ③ ビジネス概況
- ④ 滞在中の留意点
- ⑤ クイックリファレンス
- ⑥ 外資企業進出状況



出張・赴任に  
必携!!

ご購入は  
こちらから

